建設省告示第 号
建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第九十一条及び第九十七条の規定に基づき、コン
クリートの付着、引張り及びせん断に対する許容応力度及び材料強度を次のように定める。
平成十二年 月 日
建設大臣中山正暉
コンクリートの付着、引張り及びせん断に対する許容応力度及び材料強度を定める件
第一 建築基準法施行令(以下「令」という。) 第九十一条第一項に規定する異形鉄筋として異形棒鋼又は
再生棒鋼を用いる場合のコンクリートの付着に対する長期に生ずる力に対する許容応力度及び短期に生ず
る力に対する許容応力度は、次のとおりとする。
一長期に生ずる力に対する付着の許容応力度は、鉄筋の使用位置及び令第七十四条第一項第二号に規定
するコンクリートの設計基準強度(以下「設計基準強度」という。)に応じ、それぞれ次の表に掲げる
式によって計算した数値とする。ただし、コンクリート中に設置した異形鉄筋の引抜きに関する実験に
よって付着強度を確認した場合においては、当該付着強度の三分の一の数値とすることができる。

	失労つ吏月之置	設計基準強度(単位)一平方ミリ	平方ミリメー トルにつきニュートン)
	金倉の修戸位置	二二・五以下の場合	・五を超える場合
(\rightarrow)	はりの上端	$\frac{1}{15}F$	$0.9 + \frac{2}{75}F$
	⇔に示す位置以外の位置	$\frac{1}{10}$ F	$1.35 + \frac{1}{25}F$
	この表において、Fは、設計基準強度	設計基準強度を表すものとする。	
=	短期に生ずる力に対する付着の許容応力度は、	前号に定める	数値の二倍の数値とする。
第 二	令第九十一条第一項に規定する設計基準強度が一平方ミリメ	基準強度が一平方ミリメートルに	- トルにつき二十一ニュートンを超える
	コンクリートの長期に生ずる力に対する引張り及びせん断の各許	引張り及びせん断の各許容応力度	容応力度は、設計基準強度に応じて次の
式	式により算出した数値とする。ただし、	実験によってコンクリートの引張	トの引張又はせん断強度を確認した場合
に	においては、当該強度にそれぞれ三分の一を乗じた数値とするこ	一を乗じた数値とすることができる。	ත _°
- 1	$F_{s} = 0.49 + \frac{F}{}$		

 $F_{s} = 0.49 + \frac{F}{100}$

示は、平成十二年六月一日から施行する。 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	FB コンクリートの長期に生ずる力に対する許容応力度(単位 一平方ミリメートルにつきニュこの式において、FB及びFは、それぞれ次の数値を表すものとする。
--	--